

舞鶴市監査委員告示第2号

地方自治法により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠し監査を実施したので、その結果を同法第199条第9項、措置状況について同条第14項の規定により併せて公表する。

令和4年3月30日

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監査委員 濱野 淳郎

記

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の対象

- (1) 対象項目 公有財産
- (2) 対象課 令和3年度定期（財務）監査対象課（政策推進部等）

3 監査の着眼点

公有財産に関する事務が法や公有財産管理規則に準じて、事務が執行されているか。事務の執行、確認が効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

舞鶴市監査基準に関する規程第15条に規定する実施手続及び第16条の通常実施すべき手法を組み合わせて適用し、関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。システムに入った台帳については、システムを閲覧するか、抽出で指定し紙媒体の提出を求めた。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 令和3年10月1日から令和4年3月23日まで

6 監査の意見及び結果

(1) 意見

現行の舞鶴市公有財産規則第8条に規定する財産台帳が未整備のもの、財産台帳はあるものの必要事項の記載に不備があるもの等不適正な事案が多く見受けられた。市が所有する財産を管理する上で、その基礎となる公有財産台帳の整備は不可欠であることから、未整備又は不備のある公有財産台帳について早急に整備され、適正な財産管理に努められたい。

なお、同規則は現在電磁的記録に対応していないことから、各所管課における公有財産の管理状況を十分に踏まえ、必要に応じて所要の改正を検討されたい。

(2) 結果 以下の行政監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

行政監査 結果報告書兼措置状況通知書

《政策推進部》

【監査対象】企画政策課 【期間】令和3年10月4日～11月4日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○ 資産管理 財産台帳が未整備である。規則に基づき、適正に整備されたい。（公有財産、有価証券）また、公有財産を取得した場合等について、規則の徹底をされたい。	資産マネジメント推進課と連携・協議の上、適切に対応いたします。

【監査対象】財政課 【期間】令和3年10月4日～11月2日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○ 財産台帳 出資金について財産台帳が未整備である。公有財産管理規則に基づき適正に整備されたい。	今後は、適正な事務処理に努めます。

《総務部》

【監査対象】資産マネジメント推進課 【期間】令和3年10月18日～11月24日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○ 財産台帳 財産台帳は、財産に関する調書や貸借対照表の根拠となるもので、長きにわたり活用する重要な書類である。財産台帳の管理について、以下の点について改善されたい。	公有財産管理については、電子データである「公有財産管理システム」を中心に運用しており、財産台帳は、過去の経緯等を調査するための補助的役割を担っていることから、今後、公有財産管理規

<p>(1) 市の行政財産については、公有財産管理規則（以下「規則」という。）において、所管課長が財産台帳を作成し、その正本を資産マネジメント推進課長が、副本を当該所管課長が、それぞれ保管するものとされている。所管課長に副本の提出を求めたところ、多くの課において適正な作成、保管がされておらず、事務処理方法等の指導周知が不十分である。規則の運用にあたっては、職員に過度の負担をかけることなく効率的に財産管理が行えるよう、事務の内容を精査されたい。</p> <p>(2) 出資による権利、有価証券、無体財産権等の財産台帳が作成されていないので、台帳を整備されたい。株式については株券台帳が作成されているが、規則にはない様式であり、また経過記録の記載にも漏れがある。</p> <p>(3) 台帳価額 土地について、価額を0円としているものがある。適正な評定価額を財産台帳に記載されたい。建物についても同様に、施設台帳に価額が0円として記載されているものがある。一方で、財産を除売却し財産が無いものも、価額を0円としている。現在、財産が存在しない台帳が、財産が有る台帳と混在している。両者が明確となるよう、保存のルールを決めて処理されたい。また、財産があり価額が0円のものについては、計画的に修正されたい。</p> <p>(4) 記載事項 登記年月日や実測図、公図、登記簿謄本欄の未記入など、台帳の多くで不備が散見される。所管部局名が適正でないものや施設名称が適切でないものもある。台帳記載の誤りにより事務に支障がないよう、適切な名称に変更するとともに、記載事項、添付書類に漏れのないよう管理されたい。</p> <p>(5) 台帳の記録 東体育館、文化公園体育館等について、改修</p>	<p>則を現状に則して改正していきます。</p> <p>(1) 今後、所管課と調整し、規則の改正も含め、適正かつ効率的な財産管理に努めます。</p> <p>(2) 今後、規則の改正も含め、適正かつ効率的な財産管理に努めます。 記載漏れ及び記載誤りについては、修正の上、適正に管理します。</p> <p>(3) 今後、土地については、順次、適正な評価価額を記載していきます。 建物については、記載方法を工夫して、適正に管理していきます。</p> <p>(4) 今後、台帳の不備については、解消していき、適正な財産管理に努めます。</p> <p>(5) 資産価額については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル</p>
--	---

<p>や大規模改修を行っているが建物台帳に記録がない。大規模改修等は、資産価額や延床面積の増加にあたる。財産の増減の経過を記録することは非常に重要なことであり、規則付表（その2）に該当する財産の増減の場合等には、内容を記録するよう徹底されたい。また、各課にも徹底し記録の確認を行わみたい。</p> <p>(6) 伊佐津川運動公園の工作物など、台帳が見当たらないものがある。公園については、土地台帳はあるものの、建物（工作物）の台帳が見当たらない。各課の財産を網羅しているか、基準を明確に示した上で各課に照会・確認し、必要に応じて台帳を整備されたい。</p> <p>(7) 廃止、移管された特別会計の台帳が保存されているので、適切に処理されたい。また、農林業施設の分類の中に、下水道事業の台帳が存在している。名称や所管を確認の上、移管すべきものなら、財産に関する調書と整合をとり移管されたい。</p>	<p>ル」に基づいて整備する「固定資産台帳」（電子データ）で管理しています。財産の増減については、財産台帳で適正に管理していきます。</p> <p>(6) 財産台帳において、工作物は管理していません。今後、建物記載漏れ等については、順次、所管課と調整し、適正に管理していきます。</p> <p>(7) 確認の上、今後、適正に管理していきます。</p>
<p>○ 特別事業会計</p> <p>財産台帳の分類において、駐車場事業会計の分類と駐車場・駐輪場の分類があり重複する。他の特別会計においても、機能別分類と会計別分類を併用することは、二重台帳や台帳の分裂、記録漏れの原因になることから改められたい。</p> <p>また、各駐車場台帳において、工作物を0円としているが、ゲートシステムがないか確認され記帳されたい。</p>	<p>分類を見直し、適正な財産管理に努めます。</p> <p>工作物は管理していません。</p>
<p>○ 法定外公共物</p> <p>法定外公共物について、台帳に里道等の機能の記載がなく、数値の記載もない。</p> <p>また、台帳はあるが一覧に記載がないもの、一覧に記載はあるが台帳がないもの等がある。法定外公共物について、記載等を適切に行われたい。</p>	<p>今後、所管課と調整の上、管理办法を検討していきます。</p>
<p>○ 貸付地</p> <p>貸付地について有償、無償に関わらず、土地賃貸、建物賃貸に係る公有財産貸付等調書（台帳）が見当たらないので、台帳の整備を徹底されたい。</p>	<p>「公有財産貸付等調書」については、作成していないので、規則の改正も含め、適正かつ効率的な財産管理に努めます。</p>

<p>○ 財産に関する調書</p> <p>一部の財産は所管外ではあるものの、財産台帳の各項目の集計が、財産に関する調書の各項目の計と一致しないものが見受けられる。</p> <p>① 資産マネジメント推進課の台帳の精査を行うこと。</p> <p>② 財産に関する調書の各項目が、財産台帳のデータの施設番号レベルで集約したものと整合するか確認し、整合性をデータで示したい。</p>	<p>財産に関する調書については、別途電子データで管理しており、財産台帳の各項目の集計とは合致しません。</p>
<p>○ 土地開発基金</p> <p>土地開発基金は定額の運用基金であるが、基金総額や貸付額の期首及び期末額は（令和2年度は利子計上が遅れた為、偶然、同額となったものの）一定額になっていない。</p> <p>総額又は貸付額において、期首及び期末が一定の額となるようにされたい。基金条例第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。</p>	<p>土地開発基金の利子は、土地開発基金条例第6条に基づき、一般会計の財産運用収入に一旦計上したうえで、歳出予算に基金繰出金として計上しており、当該処理は、地方財務実務提要等の解説に準じており、適正な処理であると思料します。</p> <p>同条例第2条第2項により基金は必要があるときは、積立て又は処分をするとができるとされており、必ず、期首及び期末が一定額になるものではないと思料します。</p>
<p>○ 地方公会計</p> <p>行政改革推進法で規定された貸借対照表の作成には、適正な固定資産台帳を整備する必要がある。</p> <p>現在の財産台帳を精査し、公営企業会計に準じた固定資産台帳を整備し、適正な貸借対照表の作成をされたい。</p> <p>規則に定めのない「施設附属設備、施設備品」の慣習を改め、建物と工作物を混同せず、他市と同様の基準により貸借対照表を作成されたい。</p> <p>国の要請に基づく「統一的な基準による地方公会計マニュアル」では、建物と附属設備は耐用年数が違うことから、設備の更新のタイミングで分けて、固定資産台帳の精緻化を図ることとされている。</p> <p>各課に、資産管理について基準などを丁寧に説</p>	<p>固定資産台帳と公有財産管理台帳は整備目的が異なり、固定資産台帳は「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づいて建物、工作物等を区分して整備をしています。今後も各課に資産管理基準の周知を図り、適正な管理に努めます。</p>

明して、適正な管理に努められたい。																																							
<p>○ 行政財産使用料</p> <p>行政財産使用料において、電柱、電話柱の例をあげ、他市と比較すると次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="208 384 922 1244"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>物件名</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">舞鶴市</td><td>電柱</td><td>1,200</td></tr> <tr> <td>電話柱</td><td>800</td></tr> <tr> <td rowspan="2">長岡京市</td><td>電柱</td><td>2,500</td></tr> <tr> <td>電話柱</td><td>940</td></tr> <tr> <td rowspan="2">豊岡市 与謝野町</td><td>電柱（第1-3種）</td><td>1,000-2,200</td></tr> <tr> <td>電話柱（第1-3種）</td><td>930-2,100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">宇治市</td><td>電柱</td><td>3,500</td></tr> <tr> <td>電話柱</td><td>2,000</td></tr> <tr> <td rowspan="2">城陽市</td><td>電柱</td><td>3,010</td></tr> <tr> <td>電話柱</td><td>1,700</td></tr> <tr> <td rowspan="2">京丹後市</td><td>電柱（第1-3種）</td><td>1,000-2,200</td></tr> <tr> <td>電話柱（第1-3種）</td><td>930-2,100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">綾部市</td><td>電柱</td><td>1,200</td></tr> <tr> <td>電話柱</td><td>800</td></tr> </tbody> </table> <p>本市の使用料は、長きにわたり改定されていない。他の物件の項目も他市を参考に検討し、適切な使用料額に改定し、できる限り歳入の確保に努められたい。</p>	都市名	物件名	使用料 (円)	舞鶴市	電柱	1,200	電話柱	800	長岡京市	電柱	2,500	電話柱	940	豊岡市 与謝野町	電柱（第1-3種）	1,000-2,200	電話柱（第1-3種）	930-2,100	宇治市	電柱	3,500	電話柱	2,000	城陽市	電柱	3,010	電話柱	1,700	京丹後市	電柱（第1-3種）	1,000-2,200	電話柱（第1-3種）	930-2,100	綾部市	電柱	1,200	電話柱	800	<p>電柱及び電話柱に係る行政財産使用料は、道路占用条例と整合を図っており、近隣市（福知山市、綾部市、宮津市）とも申し合わせて整合させており、現時点においては、適正なものと考えます。</p>
都市名	物件名	使用料 (円)																																					
舞鶴市	電柱	1,200																																					
	電話柱	800																																					
長岡京市	電柱	2,500																																					
	電話柱	940																																					
豊岡市 与謝野町	電柱（第1-3種）	1,000-2,200																																					
	電話柱（第1-3種）	930-2,100																																					
宇治市	電柱	3,500																																					
	電話柱	2,000																																					
城陽市	電柱	3,010																																					
	電話柱	1,700																																					
京丹後市	電柱（第1-3種）	1,000-2,200																																					
	電話柱（第1-3種）	930-2,100																																					
綾部市	電柱	1,200																																					
	電話柱	800																																					
<p>○ 現物調査</p> <p>財産台帳記載資産の現物調査は行えていないとのことであるが、一度に全てを精緻に調査することは困難としても、対象範囲を絞り調査を行い、今後も継続して調査を続け、精度を高めていく必要がある。台帳の精緻化に向けて、計画的に取り組まれたい。また、過去に「委託費」等の科目で支出した資産形成支出についても、登録漏れがないか定期的に確認するとともに、「公有財産」の対象範囲及びその取得更新時の手続きについて、府内の周知指導を徹底されたい。</p>	<p>今後、順次、計画的に現物調査を行っていきます。</p> <p>資産形成支出について、登録漏れがないか確認するとともに、公有財産に係る手続きについて府内の周知指導を図ります。</p>																																						

《産業振興部》

【監査対象】観光振興課 【期間】令和3年12月27日～令和4年2月7日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財産台帳 所管の行政財産に係る財産台帳がないので、整備されたい。また、商標権については、有効期限があるので権利の効力について確認されたい。</p>	財産台帳を早急に整備します。 商標権については、有効期限があることを確認しました。
<p>○ 還付金 施設の閉鎖により、行政財産使用料（自販機設置）を日額で還付している。行政財産使用料条例において、自動販売機に係る使用料を入札（年額）で決定し、募集要項で売上報告について月別としている。 還付金について積算を日割り計算としているが、同条例の備考において計算方法は月割りをもって計算するとされていることから、月割りで還付されたい。</p>	令和2年4月27日付舞総資第17号で総務部資産マネジメント推進課長から通知がありました「閉鎖施設における自動販売機の設置使用料の還付等について（通知）」に基づき算定しました。

【監査対象】引揚記念館 【期間】令和3年12月13日～令和4年1月4日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財産台帳 財産台帳が未整備である。公有財産管理規則に基づき適正に整備されたい。</p>	試算マネジメント推進課と調整の上、適正に事務を進めてまいります。

【監査対象】産業創造・雇用促進課 【期間】令和3年11月29日～12月13日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財産台帳 財産台帳が未整備である。舞鶴市公有財産管理規則に基づき、適正に整備されたい（土地、建物、出捐金、出資金）。また、公有財産を取得した場合等について、同規則の徹底をされたい。</p>	早急に整備します。

【監査対象】農林課 【期間】令和3年12月13日～ 令和4年1月19日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財産台帳 所管の行政財産（固定資産・出資金・工作物）に係る財産台帳がないので、整備されたい。また、商標権については、有効期限があるので権利の効力について確認されたい。</p>	資産マネジメント推進課と調整の上、整備について検討してまいります。商標権につきましては、既に無効となっていることを確認しました。
<p>○ 行政財産使用料 加佐地域大庄屋上野家条例には、入館料以外の料金の徴収規定がない。行政財産使用料として和室の使用料を徴収しているが、行政財産使用料条</p>	今後、適正な歳入科目や基準について検討してまいります。

<p>例は目的外の使用料に関して定められたものであり、施設の設置目的に沿った使用について徴取する根拠とはならない。</p> <p>徴収科目は使用料として徴するのではなく、雑入など適正な科目や基準を検討されたい。</p>	
<p>○ 普通財産使用許可</p> <p>公有財産管理規則において、普通財産の貸付は資産マネジメント推進課長の所管事務である。農林課が当該施設の管理を行っているため農林課で起案されているが、事務のあり方など関係課と協議され適切な事務に努められたい。</p>	<p>資産マネジメント推進課と調整し、今後は適正な事務処理に努めます。</p>

《建設部》

【監査対象】土木課 【期間】令和4年1月14日～2月15日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財産台帳</p> <p>道路、公園等についてはそれぞれ台帳が適切に整備され、管理されているが、公有財産管理規則に規定する財産台帳は作成されていない。建設部所管の財産について、財産台帳を作成する等同規則の規定に基づき、適正に管理されたい。</p>	<p>今後は適正な管理に努めます。</p>

《教育振興部》

【監査対象】学校教育課 【期間】令和4年1月28日～3月14日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財産台帳</p> <p>所管の行政財産に係る財産台帳がないので、行政財産管理規則に基づいて財産台帳を整備されたい。</p>	<p>すみやかに財産台帳を作成します。</p>

《公営企業》

【監査対象】水道事業 【期間】令和3年11月15日～12月23日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 行政財産使用料</p> <p>庁舎執務室について、行政財産の使用許可を受け市長に使用料を支払っている（1/2 減免）。上下水道事業者は市の行政機関の一つであるため、市が水道事業管理者に対して行政財産の使用許可を出し、水道事業管理者が市に対して行政財産の使用料を支払うことは不適切である。庁舎管理の担当課と協議の上、今後のあ</p>	<p>庁舎管理担当課と協議の上、適切に処理します。</p>

り方を検討されたい。	
○ 行政財産使用料の減免 行政財産使用料の減免については、当初の許可申請時に減免申請を受けたのち、使用許可期間の更新申請の際は、減免申請を受けていないとのことであるが、更新許可を行う際は、その内容を精査し減免の要件に該当するかを精査する必要があるため、更新の都度減免申請を受けられたい。	更新時にも減免申請を受けた上で減免可否を判断するなど、適切な処理に努めます。